

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	責任技術者の登録の取消し等		
根拠法令及び条項	蓮田市指定排水設備工事店規程第21条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市下水道条例第9条 蓮田市指定排水設備工事店規程第13条、第16条、第20条、第21条		
処分基準設定年月日	平成9年10月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道部 下水道課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○蓮田市下水道条例

(排水設備等の工事の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査を行った場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

○蓮田市指定排水設備工事店規程

(責任技術者の登録の要件)

第13条 管理者は、次に掲げる要件を備えている者（以下「登録有資格者」という。）を排水設備工事責任技術者として登録するものとする。ただし、管理者が排水設備工事責任技術者として適格でないと認めた者については、この限りでない。

- (1) 県協会が実施する試験に合格した者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 試験の合格の決定を取り消され、その日から2年を経過しない者
 - ウ 第21条第1項の規定により排水設備工事責任技術者としての登録（以下「技術者の登録」という。）を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(責任技術者証の交付等)

第16条 管理者は、前条の名簿に登録された者に対し、様式第14号の蓮田市排水設備工事責任技術者証（以下この条において「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

- 2 排水設備工事責任技術者は、工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 排水設備工事責任技術者は、氏名、住所（住居表示を含む。）等に変更があったときは、直ちに様式第15号の蓮田市排水設備工事責任技術者異動届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて管理者に届け出なければならない。
- 4 排水設備工事責任技術者は、責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに様式第16号の蓮田市排水設備工事責任技術者証再交付申請書を管理者に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、再交付の理由が紛失によるものであるときを除き、当該責任技術者証を添えなければならない。
- 5 排水設備工事責任技術者は、第19条第1項の規定により技術者の登録を抹消したとき、又は第21条第1項の規定により技術者の登録を取り消され、若しくは当該登録の効力を停止されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならない。

(責任技術者の責務)

第20条 排水設備工事責任技術者は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程その他管理者が定めるところに従い、工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

- 2 排水設備工事責任技術者は、工事が完了した際に行われる検査に立ち会わなければならない。
- 3 排水設備工事責任技術者は、他の指定排水設備工事店の専属する責任技術者を兼ねることができない。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
- 4 排水設備工事責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該排水設備工事責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。

(登録の取消し又は停止)

第21条 管理者は、排水設備工事責任技術者が第13条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は第16条第2項若しくは前条の規定に違反したときは、技術者の登録を取り消し、又は1年を超えない範囲内において、当該登録の効力を停止することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により技術者の登録の取消し又は停止をしたときは、その者に対し、様式第19号の蓮田市排水設備工事責任技術者取消等通知書により通知するものとする。